

川崎市告示第119号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	昭和 第 2 4 号 線	川崎区 昭和 1 丁目	3 5 番 1 先	
		川崎区 昭和 1 丁目	3 5 番 7 先	
2	浅 田 第 2 0 9 号 線	川崎区 浅田 2 丁目	6 4 番 2 7 先	
		川崎区 浅田 2 丁目	6 4 番 2 1 先	
3	水 沢 第 1 1 号 線	宮前区 水沢 3 丁目	2 7 8 4 番 1 6 先	
		宮前区 水沢 3 丁目	2 7 8 4 番 2 3 先	
4	中 野 島 第 2 1 9 号 線	多摩区 中野島 3 丁目	5 7 2 番 1 8 先	
		多摩区 中野島 3 丁目	5 7 2 番 1 2 先	
5	登 戸 第 3 7 2 号 線	多摩区 登戸	2 1 2 番 2 先	
		多摩区 登戸	2 1 2 番 2 先	
		以下余白		